

## 青森自然誌研究会会則

(名称)

第1条 本会は青森自然誌研究会 (NATURAL HISTORY SOCIETY OF AOMORI) と称します。

(目的)

第2条 本会は、青森県及び周辺地域の自然誌（動物・昆虫・植物・菌類・地学等）の解明をめざし、野外での観察記録、分布記録や研究成果を蓄積および公開し、お互いの親睦を図り、研究を掛け合うことを目的とし、さらに広く啓蒙活動を行います。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行います。

1. 総会及び研究発表会は年一回開催。
2. 会誌「青森自然誌研究」(JOURNAL OF THE NATURAL HISTORY OF AOMORI) (原則として年1回) 及び連絡誌「青森自然誌研究会通信」(随時) の発行。
3. その他必要と認める事業。

(本部・事務局)

第4条 本会の本部は会長宅におきます。

2. 本会の事務局は 青森市本町 青森県立郷土館学芸課内におきます。

(会員)

第5条 本会の会員は会の趣旨に賛同する会費納入者で、会員（一般・大学生・大学院生）・準会員（小・中・高校生）・団体会員をもって構成します。

第6条 会員・準会員は、その研究業績を研究発表会等で発表することができます。

2. 会員・準会員は、編集方針に沿った内容の原稿を会誌等に投稿することができます。
3. 会員・準会員は、会誌・連絡誌の配布を受けることができます。
4. 団体会員は、会員に準じます。

第7条 会員・準会員・団体会員は、会費を前納しなければなりません。

2. 一般 6,000円、大学生・大学院生 3,000円、準会員（小・中・高校生）は 500円とします。
3. 団体会員は 10,000円とします。小・中・高校等のクラブ・部活動で団体加入の時は 5,000円とします。

第8条 入会を希望する者は、郵便振替用紙に氏名、住所（連絡先）、職業（学校名）を記載し、会費1年分を添え事務局に申し込むものとします。

2. 準会員は、会費分の 500円分の切手と必要事項を記入し、封書で事務局に申し込んでもよい。

第9条 次の場合、会員・準会員・団体会員としての資格を失います。

- 1) 会費未納
- 2) 退会
- 3) 死亡

第10条 退会を希望するときは、その旨を事務局に申し出ていただきます。既納の会費は返却しません。

2. 1年間会費を滞納した場合、退会とみなします。

第11条 本会の体面をいちじるしく汚したり、本会の趣旨に反する行為があれば、総会の決議により除名することがあります。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置きます。

会長（1名）：本会を代表し、総会で選出する。

副会長（1名）：会長を補佐し、総会で選出する。

会計監査（2名）：会計監査を年一回行う。総会で選出する。

一般選出評議員（若干名）：本会運営の諮問にあずかる。総会で選出する。

常任評議員（若干名）：本会運営の諮問にあずかる。会長歴任者とする。

幹事（若干名）：会務を執行する。事務局所在地及び会員から会長が指名する。

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会計)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日とします。

第15条 本会の運営に要する経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてます。年度末における余剰は次年度に繰り越します。

(会則の変更)

第16条 会則の変更は、会員の建議により評議会に提出され、評議会の審議を経て総会にはかり、総会出席者の過半数によって決定します。

(会誌編集)

第17条 会誌の編集と出版に関する事務は会長、副会長、幹事が行います。

第18条 会員・準会員・団体会員は投稿規定に従って作成した原稿を、事務局に送付します。

制定 平成7年5月14日

一部改訂 平成11年4月18日、平成14年4月27日、平成16年4月25日、平成30年4月29日、令和6年5月26日